

第64回平成27年5月与謝野町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成27年5月22日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後0時19分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

5. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 4 | 議案第 47号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町財産区管理委員の選任について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 48号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町税条例等の一部改正について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 49号 | 専決処分の承認を求めることについて
(半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に
関する条例の一部改正について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 50号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町介護保険条例の一部改正について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 51号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 52号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第7号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第10 | 議案第 53号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第11 | 議案第 54号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第12 | 議案第 55号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第13 | 議案第 56号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正
予算(第5号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第14 | 議案第 57号 | 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更について
(提案理由説明～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

定刻の9時30分になりました。本日は、臨時会ということで、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより第64回平成27年5月臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、議案第47号ほか10件であります。以上、11件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番和田裕之議員、3番小牧義昭議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣しましたので、ご報告します。

次に、日程第4 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 皆様、おはようございます。

それでは、5月臨時会ということで上程をさせていただきます議案について、ご説明をしたいと思いますというふうに思います。

まず、議案第47号におきまして、与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

各財産区管理委員については、与謝野町財産区管理条例第3条の規定に基づき当該財産区の区長から推薦されたものについて、議会の同意を得て選任をしていますが、三河内財産区及び下山田財産区において、平成27年3月31日付で前任者が任期満了に伴い退任をし、平成27年4月1日付で当該財産区の区長から推薦をされたものを三河内財産区管理委員及び下山田財産区管理委員として選任をし、平成27年4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

各氏とも人格高潔、そして、最適任者としてふさわしいと私どもは考えておりまして、議会の

同意をいただきたいというように思います。よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第47号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町財産区管理委員の選任について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例等の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、引き続きまして議案第48号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日から施行されことに伴い与謝野町税条例等の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第48号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、改正内容の詳細につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

今回の地方税法の一部改正によりまして、徴収の猶予、換価の猶予等につきまして条例委任事項が設けられたことに伴う改正、また、番号法改正に伴う改正、それから、ふるさと納税の申告特例、それから、固定資産税の特例措置の延長、また、軽自動車税のグリーン化特例の新設、さらに、たばこ税の税率の特例税率の廃止、また、軽自動車税のうち二輪車等の税率変更の適用開始時期の延長などが改正されました。しかしながら、このうち徴収の猶予、換価の猶予等につき

まして、条例委任事項が設けられたことに伴う改正と、もう一つ、たばこ税の税率の特例税率の廃止等につきましては、地方税法の施行日が平成28年になりますので、そういったものなどにつきましては、今後、議会において十分議論いただくべき案件でございますので、今回の専決処分から除外しまして、年内の定例会に改めて提案し、ご審議いただくこととしております。

それでは、税条例の一部改正の中身について、ご説明を申し上げます。説明のほうは、議案資料の34ページをお開き願います。まず、今回の改正につきましては、第1条による改正と第2条による改正と二つの改正に区分をしております。これは本年度の税条例の改正につきましては、第1条としまして、それから、もう一つは昨年6月議会でご承認いただきました税条例の一部を改正する条例の改正につきましては2条というように区分けをしております。

それでは、本年度の税条例の改正につきまして、順を追って説明をいたしたいと思っております。それでは、また、別の資料ですけれども、議案資料の2ページ、新旧対照表をごらん願いたいと思っております。

まず、第2条のほうは定義に係る規定でございます。平成25年に交付されました行政手続における特定な個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。内容としましては、法人が徴収金を納付及び納入する際にご使用いただく納付書及び納入書に新たに法人番号を記載することとなる改正でございます。

次に、3ページをごらんください。3ページの第31条でございます。これは法人町民税の均等割の規定でございます。地方税法の改正によりまして現行の税率区分である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の金額が資本準備金を加えた額を下回る場合は、当該額を均等割の税率区分の基準とすることになりましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、5ページをごらんください。第36条の2は、町民税の申告の規定でございます。先ほど2条でもございましたが、これも番号法の改正に伴い法人町民税の申告に法人番号をつけて申告することとなりましたので、所要の改正を行うものでございます。

次のページの6ページをごらんください。第48条は法人町民税の申告納付の規定、続く、次の7ページにわたりますけれども、第50条につきましては法人町民税に係る不足税額の納付の手続の規定でございますが、いずれも法人税法改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

次の第51条でございます。これは町民税の減免申請を行う際の個人番号、または法人番号等の規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

次に、8ページをごらんください。第57条でございます。及び、次の9ページの第59条、これは、いずれも地方税法の改正に伴う所要の改正でございます。

次に、第63条の2から、ちょっと飛びますけれども14ページまでの第139条の3までは、各種税目に係る申請等を行う際の個人番号、または法人番号の規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

次の15ページをごらんください。附則第7条の3の2は個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。ご承知のように消費税率10%の引き上げ時期が当初より1年6カ月延長されることを踏まえ、同控除の対象期限を1年6カ月延長する地方税法の改正に合わせて所要の改正を行うものでございます。

次の16ページをごらんください。附則の第9条は個人町民税の寄附金控除に係る申告の特例の規定でございます。ふるさと納税をされた方が所得税及び町民税の寄附金控除を受けていただくためには、確定申告を必要とする現在の申告手続について当分の間の措置として確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、その手続を行わなくても控除を受けられる。いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度の創設に係る法律改正に合わせて新設するものでございます。

次に、17ページをごらんください。附則第10条の2は固定資産税のわがまち特例に係る規定でございます。これも地方税法の改正により頂ずれが生じますので所要の改正を行うものでございます。

次に、附則第10条の3は、固定資産税の減額に係る規定でございます。これも個人番号、または法人番号等の規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

次に、21ページをごらんください。附則第11条から4ページほど飛びまして25ページの第13条までは、これは固定資産税の特例に係る規定でございます。地方税法において現行の仕組みが3年間延長されたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

次に、25ページをごらんください。附則第15条は特別土地保有税の特例の規定でございます。これも地方税法において現行の仕組みが3年間延長されたことを踏まえ所要の改正を行うものでございます。

次に、26ページをごらんください。附則第16条は軽自動車税の税率特例の規定の新設でございます。概要といたしましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規車検を受けた、いわゆる新車です。軽四輪等で排出ガス性能及び燃費性のすぐれた、いわゆる環境負荷の小さいものについては、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例を地方税法の改正に合わせて新設を行うものでございます。

次に、28ページをごらんください。附則第22条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の規定でございます。これも個人番号、または法人番号等の規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

次に、30ページをごらんください。これは第2条による改正に移ります。これは冒頭でもご説明いたしましたように、昨年6月の定例会でご承認いただきました税条例の一部を改正する条例の一部をさらに改正するものでございます。概要といたしましては、平成27年度以後の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車、それから、ミニカー、小型特殊自動車、雪上走行車及び二輪車にかかる税率について適用開始時期が1年間延長されことに伴う措置とグリーン化特例が新設されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

以上が、ざっとした説明でございますが、特にわかりにくい部分であります軽自動車税の改正につきまして、本日、配付をさせていただきましたA4、1枚もん、横もんですが、軽自動車税の税率改正概要という表をごらんいただきたいと思います。

先ほども説明させていただきましたのを、ちょっとまとめさせて、一覧表にさせていただいたものです。昨年度改正の部分、それから、今年度の税制改正の部分というように分けて記載しております。各車種別に表をつくっております。まず、左のほうですが、現行というのが、今現在、平成27年度課税しています、それぞれの車種ごとの税率でございます。それから、その右です。税率引き上げと網掛けになっております原付二輪等につきまして、既存の車両全てについ

て来年度、平成28年度から税率をおおむね50%引き上げるというものです。ただし、最低でも2,000円は課税するという内容でございます。これは昨年度、平成26年度の税制改正で既に決まっておって、本来なら、今年度から引き上げの予定でしたが、今年度の税法改正によりまして1年間延長し、来年度から課税することとなったものです。

それから、その横の同じく税率引き上げ、3輪・4輪というふうに書いております。これは、これも昨年度の税制改正で決まったことでございますが、平成27年4月1日以降、新車新規登録車両のみが対象になりますけれども、平成28年度、来年度からの課税になります税率を、今の税率よりもおおむね25%引き上げということの改正でございます。

その横のグリーン化特例といいますが、今年度の地方税法の改正による改正の内容でございます。これもことしの4月1日から1年間、来年の3月31日までに新車で新規登録された車のみが対象となって、来年度からの課税になります。これは下のほうにも書いてありますけれども、一定の、いわゆる排出ガス基準、それから、燃費基準をクリアしたものであるということで、その割合に応じて、本来の税率よりも75%軽減したり、50%軽減、25%軽減というふうなことをしております。ちなみに電気自動車でありますとかは75%の軽減ということになっております。

最後に、一番右の経年重課というのがあります。これは昨年度の税制改正で改正をしたものですが、これは今の既存の車両につきまして新車登録から13年経過した車両が対象としまして、来年度からですね、重課税率ということで標準税率の20%プラス高い税率を課税させていただくということになります。ただし、電気自動車とか、天然ガス軽自動車は除くということになっております。これによりまして、例えば、この表の下から5段目ぐらいの、一番、いつも台数が多い車ですけれども、軽四輪乗用、自家用というのがありますが、現在7,200円の税率でございますけれども、ことしの4月1日以降に新しく買われた車については1万800円という形で、約50%の引き上げということになります。

ただし、その横のグリーン化特例に適合する車につきましては、それぞれ75%軽減の最初であれば2,700円、50%軽減であれば5,500円、25%軽減であれば8,100円がかかってくるということでございます。今、既存の四輪自家用が13年経過しておる車につきましては、来年度から、その金額が1万2,900円というように上がるというような内容でございます。ちょっとわかりにくい説明だったと思いますけれども、以上で説明のほうを終わりたいと思います。以上、簡単に申し上げましたけれどもご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、税条例にかかわって1、2点、質問をしたいと思っております。

まず、ふるさと納税の関係で、いわゆるワンストップ特例ですね、これが創設をされたということなんですが、この関連も含めてですね、もう少しちょっと手続等について教えていただけませんか。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） ふるさと納税のワンストップ制度の概要でございます。従来は寄附金をされた場

合は、その領収書等を添付して確定申告を必ず行わなくては寄附金控除の適用は受けられなかったというものでございます。今回の改正につきましては、今までどおり確定申告を行う方につきましては、同じようになるわけですが、本来、我々サラリーマンのように確定申告を行わなくてもいい、会社のほうで源泉徴収し、しかも、それで年末調整していただくという、本来、特にほかの医療費控除とか、いろんなことで確定申告を行わない。もうそれで全て完結しているという方が対象でございますけども、その場合は、いわゆる寄附先の市町村に寄附をします。そうすると、その寄附先の市町村から、その方の住所地の市町村のほうに通知をするということになります。その通知をすることによって、住所地の市町村のほうでは所得税分、それから住民税分を合わせて本人さんの課税額から差し引くということでございます。

ただ、寄附先が5団体までというふうに限られております。6団体以上になりますと、これは確定申告によって寄附金控除を受けてもらうということになります。この改正につきましては、ことしの4月1日以降に寄附されたものが対象になるということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、このふるさと納税に関連して、いわゆる特例控除額がですね、拡充されましたね、そこのところを課長、もう少しお願いしたいですけれども。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） すみません。今回の改正につきましては、そのワンストップ特例制度のことのみの改正でございましたので、特に申し上げませんでした。今回の地方税法といいますか、税法の改正につきましては、もう一つありまして、今、勢旗議員からご紹介のありましたように、特例控除の限度額を個人住民税の今、所得割の、現行1割でございますけども、それを2割に引き上げるということで、これは平成28年度分、来年度分の個人住民税について適用するということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それともう1点は、これ軽自動車の関係でね、今年度の予算をみますと6,360万円というのが見られておりまして、前年度から見ますと110万円ほどふえているということなんです。今の改正で、大体こういう格好にひつくと、こういうことなんですか、税収そのものが、これで軽自動車税が。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） お尋ねは、この改正と現在の平成27年度の予算の関係でございます。これにつきましては、予算要求の段階で原付の引き上げにつきましては、もう既に承知しておりましたので、要求後に、それは今の引き上げる予定の税率の分は引き下げさせていただきまして、現行どおりいくということで、変わりはありません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけですね、法人町民税につきまして、いわゆる地方法人課税につきまして、地域間の偏在を是正をするということで国のほうで、いろんなことが示されてきたわけですが、この関係では、平成27年度、平成28年度では、どういうふうな影響に、私とはなるというふうに理解したらいいんですかいな。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 法人町民税の関係でございますけれども、まだ、今の時点ではっきりした数字はつかんでおりません。ただ、法人税、法人事業税も含めて、今、法人課税が税率引き下げの動きでございます。そういった中で法人町民税につきましても、だんだん下がってきているという中ではございますけれども、法人の決算の関係もございますので、その時期は、もう少し先になるうかと思っておりますので、まだ、今の段階で、どういう傾向かということは、ちょっとまだ、読めておらないという状況でございます。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、今、法人税や、いろいろなふるさと納税にかかる質問がありましたが、私はちょっと絞って、いわゆる大変、今回の議案は非常に多くて、非常に解説、説明も非常に丁寧にしてもらったんですけども、わかりにくい点もありました。ともかく私、本日、配られた軽自動車税を中心に質問をしたいと思っています。わかりやすく言いますと、一つは町税がですね、このことによる変化で町税見通しは、どういう状況になるのか、試算されていたら、教えていただきたいと、税込、軽自動車の。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） お尋ねの軽自動車税の改正に伴う税込の関係でございます。今年度は特に変わりはありませんけれども、来年度以降の話でございます。バイク、要するに原付自転車につきましては来年度からおおむね50%引き上げということで、これは昨年の税率改正もありましたので、そのときにある程度、試算はしております。

今回、4月1日現在の軽自動車の台数から想定しますと、約260万円ぐらい、そのことによる税込増というふうになるかというように思います。ただ、その他の引き上げでございます。来年度から新車登録の四輪車、軽自動車ですね、軽三輪、軽四輪につきましては、今現在、新規で登録されている車はありますけれども、実際の課税は来年度からでございます。そして、このグリーン化特例とかというようなことで、排出ガス基準ですとか、燃費基準というのが、今うちのほうにデータがございません。登録、廃車のデータはございますけれども、そういったデータが今ありませんので、今年度中に、これは全国一律でございますけれども、そういうデータを検査協会等からいただき、いろんな今後の課税に反映していきたいというところから、実際、登録車はあるんですけども、それがどういった適用になるのか、どの税率に適用になるのかというようなことが、まだ、見えておりません。

それから、13年以上経過したものにつきましても、今度は重課になるわけですけども、それぞれの車が、いつ新車登録されたのかという情報もございません。それも今年度いただく予定をしております。それによって、この車は何年経過したということがわかりますので、その時点で初めて、どれだけ上がるのかということが、来年度の予算編成時点では、大体わかってくるのかなというふうに思っています。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、最後の答弁の中で、経年重課でいいんですかね、その分が、例えば、今の表で見ますと、かなり上げ幅が激しいわけですね。これでの住民感情といいますか、非常に多いな

というのが印象としてあるんですけども、その点での町側として、法だからということなんですけども、どうなんでしょうね、非常に大きいと思うんですけども。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 重課によるおおむね20%の引き上げということでございます。これは確かに件数もかなり出てくるのかなというふうに思いますし、引き上がるということに対しましては納税者の方は大変重いということにはなります。しかしながら、これ以上に、いわゆる、この地球環境ということ、それから、地球環境に配慮するというようなことが今、重要視されている中で、しかも普通車、自動車税につきましては、既に、もうそういったことをやろうとしています。そういった中で、これもやむを得んかなということも思っております。大変個人的には、いろいろと経費もかかると思いますけれども、今後、新しい車に、なかなか更新も難しいと思いますけれども、そういったときは、なるべくそういった排ガス基準をクリアしたものを、それから燃費基準のいいものを買っていただくことによって、地球環境に及ぼす影響を少なくしていくという観点から、これはご理解いただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁でなくて、その前の答弁の中で、原付を中心にした、いわゆる税収が260万円ほどになると、想定ではということですが、これは対象者数としては、対象件数では幾らぐらいあるんですか。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 原付の台数でございます。まだ、はっきりした、変動がありますので、しっかりした数字は、ちょっと申し上げられませんが、丸い数字で申し上げますと、大体2,000台少しということになります。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例等の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第49号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

半島振興法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に交付、平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） それでは、半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正内容をご説明申し上げます。

それでは、お手元のほうに配付をさせていただいております報告資料の新旧対照表及び、その次のページにあります改正後の半島振興法第17条、抜粋でございますが、それに基づきまして、ご説明申し上げますので、その資料をごらん願いたいと思います。

ご承知のとおり、本町の区域は半島振興法の規定により、半島振興対策実施地域として指定をされております。一定の条件のもとに製造の事業、または下宿営業を除く旅館業の用に供する設備を新設、または増設した場合に、その固定資産税につき3年間、通常の税率より低い税率を適用できることとなっており、その対象となる固定資産が租税特別措置法で規定されているところでございます。

今回、半島振興法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、公布日、または同年4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町の半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は2点でございます。1点目は、対象となる業種について、従前は製造の事業、または下宿営業を除く旅館業とされていたところですが、改正後の半島振興法においては、新たに農林水産等販売業及び情報サービス業等が対象に追加をされましたので、本町におきましても同業種を追加する改正を行うものでございます。

2点目は、この特例の適用期限が本年、平成27年3月31日で切れるということに伴い、さらに2年間延長し適用期限を平成29年3月31日とするものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町介護保険条例の一部改正について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第50号 与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例について、専決処分を報告をし、承認を求めることについて、提案の理由を説明をいたします。

介護保険法施行令の一部を改正する省令が平成27年4月10日に公布、施行されたことに伴い、与謝野町介護保険条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) それでは、議案第50号 与謝野町介護保険条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほどの提案説明のとおり、介護保険法施行令の一部を改正する省令が、ことし4月10日付で公布され、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第一段階に該当するものについて、基準額に乗ずる割合を0.5から0.05を超えない範囲で減じて得た割合とすることと定められたことによりまして、与謝野町介護保険条例の一部を改正したものでございます。

第一段階に該当する方につきましては、生活保護受給者、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者、年金収入等が80万円以下の方が対象となります。3月定例議会で承認いただいた条例改正では、この第一段階は基準額に乗じる割合を0.5としておりましたが、今回の改正で0.45とすることといたしました。これによりまして、第一段階の保険料年額は改正前の年額3万5,100円から3万1,600円となり3,500円減額されることとなります。

第一段階の対象者は、約1,500人程度見込んでおりますので、総額で520万円程度の減額となる見込みでございます。この減額分につきましては2分の1を国が、4分の1を京都府が負担し、残りの4分の1を町の一般会計から負担することとなります。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第50号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町介護保険条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第51号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を報告し、承認を求めることについて提案説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布、同4月1日施行されたことに伴い与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるところでございます。改正の内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきたいというように思います。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第51号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日公布、同4月1日施行されましたが、国民健康保険税の賦課期日は4月1日でありますので、本町の国民健康保険税条例につきましても、これに準じて改正する必要が生じました。しかしながら、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

議案資料の41ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。また、資料45ページに今回の改正の要点をまとめておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。条例の改正点は、賦課限度額の引き上げと低所得世帯に対する保険税の軽減措置の拡大でございます。

一つ目の賦課限度額の引き上げにつきましては、第2条と第21条関係でございます。現在、国民健康保険の賦課限度額は基礎課税額が51万円、後期高齢者支援金等課税額が16万円、介

護納付金課税額が14万円で、合計81万円となっております。今回の条例改正は、この国民健康保険税の賦課限度額のうち基礎課税額51万円を1万円引き上げ52万円に、後期高齢者支援金等課税額16万円を1万円引き上げ17万円に、介護納付金課税額14万円を2万円引き上げ16万円とし、合計85万円とするものでございます。

二つ目の改正点は、低所得世帯に対する国民健康保険の軽減措置であり、第21条関係でございます。これは被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を従来の24万5,000円から26万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を従来の45万円から47万円とするもので、今回の改正により低所得世帯における国保税の軽減措置が該当しやすくなるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険税の関係につきまして、1、2点、質問したいと思っておりますが、まず、今回、81万円から85万円になるということで、世帯当たりの平均の税額は幾らになっておりますか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。まだ、賦課前でして、昨年度と比べまして世帯数、被保数、所得状況も変更になっておりまして、実際のところ計算ができておりませんので、平均につきましては出せておりません。申しわけございません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、課長、先ほどの説明を聞いておりますと、平成26年度までの場合は、いわゆる3人の世帯で考えますと106万5,000円というのが軽減基準に該当したと思っておりますが、今年度、これでいきますと111万円が該当するというふうに思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時27分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。5割軽減につきましては、三人世帯であれば所得が118万円以下、2割軽減につきましては所得が、三人世帯であれば、所得が174万円が該当するというところでございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、全国知事会の資料を見ますと2018年に、これ府県に移管するというようになっておるわけですが、大体こういう格好、その市町村の状況といたしますか、それぞれ

市町村の状況によると思っておりますけれども、これまた、この後、残された何年間にですね、こういう格好でやっぱりアップをしていくことになるんでしょうか。かなり国保税が重たい。しかも、これまでも議論が出ましたけども、いわゆる滞納分ですね、非常に徴収が厳しいということで、いろいろ問題になっておるといふふうに思っているんですが、このままいくとね、この辺が限界ではないかなと思っておりますが、その辺は課長、どうでしょう、85万円。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今回の改正の一つ目の賦課限度額につきましては、アップしておりますので、私としては、今おっしゃられたように、もうそろそろ限界ではないかと、いかに高額所得者の方とはいえ、上限を上げていくということは大変なことではないかなとは思っております。

それから、もう1点の軽減世帯の基準のほうにつきましては、これは軽減が受けやすくなる、納税者の方にとっては、よいほうの改正なんで、今後とも、これは拡充を、国のほうで考えていただけるとありがたいなというふうには思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは課長、最後に、もう1点だけですね、当然、国保の運営協議会に、これを付されておると思うんですけどね。この委員会、運営協議会の中では、今回の値上げについては、どういう意見があったのでしょうか。そこだけ聞かせてください。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。運営協議会につきましては、2月にしておりますが、まだ、法案が、国のほうを通過してません状態でしたが、一応、こういう情報はありますということで、委員さんのほうにはお示しはさせていただきましたが、特段、ご意見はございませんでした。

14番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第9 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第52号の平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分をいたしたものでございます。今回の補正は4億8,032万8,000円を減額をし、総額を116億5,908万1,000円といたしております。最初に全科目共通ですが、おのこの事務事業の実績見込みなどから不用となります経費について、専決処分に関する一定の方針に基づき減額をさせていただいております。

それでは、まず、歳出から主なものにつきまして、ご説明をいたします。24、25ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第12目有線テレビ管理費では、情報連絡施設基金積立金で、有線テレビ放送等施設基金積立金を1,300万円追加しております。これは有線テレビやインターネットの使用料収入と同施設の人件費を含みます管理運営経費との収支見込みが黒字となることから、今後、必要となります設備の更新経費の財源として基金積み立てを行うというものでございまして、単年度収支見込みから積み立てを行うものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金では、第28節繰出金を事業勘定及び直診勘定の収支見込みから総額1,183万5,000円を減額をしております。

次のページにかけての社会福祉総務費一般経費では、第28節繰出金を介護保険特別会計の収支見込みから362万5,000円を減額をいたしております。第2目障害福祉費は、各障害者福祉事業の実績から減額をし、総額で1,290万円を減額をいたしております。

次に、32、33ページをお開き願います。第7款商工費、第2目商工業振興費、消費刺激・生活支援事業では、第19節負補交、商工会特別事業補助金を1,100万円減額いたしております。これは国から交付をされます地域消費喚起生活支援型交付金を、当初は与謝野振興商品券事業に全額充当する予定としておりましたが、総事業費と財源内訳がかたまったこと、京都府から平成27年度の府と市町村の協調事業であります第三子以降保育料無償化事業の市町村負担分の財源として、本交付金を活用できるとの情報提供がありましたので、予算の組みかえを平成27年6月補正予算で実施をするため、今回、減額をするものでございます。

次のページにかけての第4目観光費、海の京都美心与謝野事業では、各種事業実績から総額1,033万3,000円を減額をしております。

次に、36、37ページの第8款土木費、第5項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道費、一般経費で第28節繰出金の下水道特別会計繰出金を特別会計の収支見込みから380万円減額をいたしております。

38、39ページをお開き願います。第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、中学校施設整備事業では、加悦中学校の改築工事の工事着工のおくれから年度内工事実績が当初の見込みから大きく減少したことにより、総額4億46万6,000円を減額をいたしております。

次のページ、第5項社会教育費、第2目公民館費、公民館整備事業では、明石地区公民館建設工事費を工事実績から720万円減額をいたしております。第14款予備費は488万8,000円を減額し調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。14、15ページをお開き願います。第1款町税は第1項町民税から第4項町たばこ税まで、それぞれ決算見込みから町税総額で860万円を追加しております。第2款地方譲与税から、次のページにかけての第10款交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額をいたしております。その中でも第9款地方交付税は、特別交付税を交付決定により2億1,107万4,000円追加いたしております。次に、第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明をいたしました各事業の実績により交付決定がありましたので、追加、あるいは減額をし整理しております。なお、国庫補助金の中で第1目総務費、国庫補助金、地域消費喚起、生活支援型交付金は、歳出でもご説明をいたしましたように、京都府の保育料等の第三子以降、保育料無償化事業の町負担分に対して、本交付金を充当することができることから、今回1,100万円を減額し、平成27年6月補正予算で再計上する予定といたしております。また、府補助金の中には京都府未来づくり交付金の交付決定があったことから、各種対象事業に充当することとし、未来戦略一括交付金及び町行政改革支援等特別交付金を合わせ総額で9,334万1,000円を追加をいたしております。各交付金の交付額は、未来戦略一括交付金は7,406万1,000円、行財政改革支援等特別交付金1,928万円となっております。

次に、20、21ページの第17款繰入金は、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を3億4,300万円減額をいたしております。これによりまして、本年度の財政調整基金からの繰り入れはしなくてもよいこととなります。第5目公共施設建設整備基金繰入金から第19目天橋立岩滝温泉活用基金繰入金は、各事業費の確定と京都府の未来づくり交付金の交付決定により、それぞれ繰入額の調整をいたしております。

最後に、第20款町債は、総額で3億6,570万円を減額しております。既に予算計上をしておりましたものについて対象事業費の実績に伴うもの、また、京都府の補助金の充当等により、それぞれ減額をするものでございます。

なお、9ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。また、8ページに第2表繰越明許費補正を計上し追加、あるいは変更いたしております。今回の追加では、第8款土木費で都市公園管理運営事業を128万9,000円繰り越ししております。これは阿蘇シーサイドパーク周辺の土地の境界確定業務において、地元地区との調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったものでございます。なお、変更の4事業につきましては、年度内執行見込みの変更等による繰越額の補正でございます。

以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安達議員。

5 番(安達種雄) ただいま提案理由の説明をお聞きしました中で、加悦中学校の工事のおくれが大きな金額の減額になっております。これにつきまして、教育委員会から一定のご説明をお願いしたいと思います。

議 長(今田博文) 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えさせていただきます。この補正のほとんどの部分を、この加悦中学校改築工事にかかります工期というんですか、工事の着工のおくれによりまして大幅に、平成26年度での工事ができなかったということでございます。これはご承知のように本来でしたら、夏休みから工事を着工する予定で準備を進めてきておったところでございますけども、入札の不調等によりまして、大幅に3カ月以上のおくれが起きたということで、その分、平成26年度での工事ができなかったということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） としますと、不祥事以降、いろいろと設計段階、また、業者の入札の問題等のおくれが影響しておるといように判断したらいいわけですか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。不祥事の件につきましては、一定、整理をさせていただきます。平成26年度からの工事着工に向けて準備を進めてというんですか、予算化をさせていただきました。ところがこの不用額を出して、補正をお世話になった原因は、やはり入札不調ということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） そうしますと、時期的に大きな影響、直接の影響とは申せませんが、東京オリンピックであったり、また、いろんな大きな国のプロジェクト事業がスタートしました中で、資材の高騰、また、人材の確保等、そういったようなことで入札が手間どったという部分でしょうか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。今、ご紹介のように、いろんな要素があると思いますけども、一つには、東日本大震災の復興事業等によりまして、その工事ですとか、一番大きなものはマンパワーというんですか、人がそっちに集中して流れていったこと、それと単価が上がっていったというようなことで入札不調に陥ったということでございますけれども、早く原因究明に当たりまして、その対策を講じ得たことによりまして、3カ月程度のおくれにはなりましたけども、ほかの自治体のことを、状況を見ますと、早く対応できたのではないかというふうに思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） そうしますと、これ金額的には4億円ですね、4億円ほどの金額になるわけですが、我々素人目で見ますと、3カ月といいましたら100日ぐらいのおくれで、こういったような減額補正をしていかなんということになりますと、ちょっと金額とのつり合いがちょっととりづらいなというように、理解しづらいなと思いますが、その辺につきまして、お聞かせいただく点がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。平成26年度の予算編成につきましては11月ないし12月ごろから予算を編成をさせていただいております。当初、この加悦中学校につきましては、6月の議会でご承認をいただくというふうな段取りで予算を組ませていただいております。ところが、大変大きな工事でもございますので、確認申請等々に大変長く期間がかかりまして、議員もご承知のように実施設計を繰り越しをさせていただいたとい

うふうな案件がございまして、当初、予算編成時の我々のもくろみからは、6月ぐらいに議会承認をもらうというふうなことから考えますと、この議会の承認をもらいましたのが大変遅い時期でございましたので、当初踏んでおったよりも遅くなったというふうなことがございまして、また、先ほど次長が申しあげましたように、入札会が流会したというふうなこともございまして、そういったことも今回、補正をさせていただくというふうな要因になったというふうに思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 事情についてはおおむね了解いたしました。最後に、そうしますと校舎の完成といいますが、竣工ですね、その時期も約3カ月まともにはずれませんか、それが工事の方法、また、業者さんの手法等によって取り戻せる余裕がありますか、全く3カ月というものがずれ込むのか、最後、その辺についてご報告をいただきたいと思っております。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、やっております校舎の改築工事の部分につきましては、平成29年3月には終えたいというふうに思っております。ただ、この後に、いわゆる外構工事と申しまして、例えば、今の既存の校舎の部分にテニスコートをつくるだとか、そういうふうな外構工事が残ってまいりますので、それは平成29年度になってから発注させていただこうというふうに思っております。

できましたら、我々が当初、思っておりましたように、できるだけ地元の業者を使いたいというふうなことも考えておまして、その部分について、改めて検討させていただかんのかなというふうには、今の時点で考えておまして、今、考えております3カ月おくれるというふうなことよりも、もうちょっと時間的にかかってくるのではないかとこのように思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、補正予算の関連で2点ほどお尋ねしたいと思っております。33ページの関係で、商工観光課長にお願いをしたいと思っております。

一つはですね、このちりめん街道の空き家データベースですね、これは今回50万円減額になっておるわけですが、これで50万円減額しますと、全く残ってないのではないかなと思っております。昨年の6月に初めて、このデータベースの、この予算が組まれまして、その後どういいう状況にあるのかというところから、まず、お願いします。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。この空き家データベース調査事業の関係につきましては、昨年度、6月補正予算でお世話になりまして、そこから展開を進めてまいりました。そういった動きの中で、この関係につきましては従前にちりめん街道の空き家の補助金を打つ補正予算もお世話になったところでありますが、商工会のほうから過去に、この空き家を活用する展開を進めていただきたいというふうなことで要請を受け、このデータベース化の補正予算に至ったということでございますが、この後、地元に入りました中で、その所有者の方々の意識、ここが空き家

という、その概念をお持ちでないというふうなことで、私どもの考え、また、商工会の当初の考えと、やはり乖離しておるということで、平成26年度の空き家の手を挙げていただく取り組みについては、平成26年度については、今回は断念をさせていただいたということでございます。しかしながら、平成27年度、現在、民間の方々の手によって空き家というような形ではございませんが、民間の住居の隣の工場、そういったところの利用、そういったムードも起こっておることも事実でございます、そういった民間の活動にも、今後、期待していきたいということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 事情もお聞かせいただいたんですが、これはもともと、どこに委託をする予定で課長、考えられたものなんですか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まず、このデータベース化の事業の取り組む手法につきまして、簡単にご説明をさせていただきますと、まず、空き家の所有者、ここが空き家バンクに登録をしていただくと、そういったことを前提に、その後の図面化、そういったものをしていくという事業ということでございまして、これにつきましては町内、また、関係する設計、1級建築士、そういった方々に依頼をしたいというふうな考え方を持っておったということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、お聞きしましたようにですね、これ生煮えの段階でスタートをしてですね、そして、こういう結果になったと思っておりますが、やはり先進市町に学ぶということがですね、少し、私は欠けていたのではないかなということと、それから、国のほうでも、この空き家の関係では、昨年の秋の臨時国会で特別措置法ができましたね、そういうふうに考えますと、これは単にちりめん街道ということにとどまらず、やはり町全体で、このデータバンクについても、これから整備をしていく必要があるのではないかと思っておりますが、企画財政課長、その辺はどうでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 空き家の関係のご質問でございます。企画財政課のほうではちりめん街道だけではなく、全体の空き家の調査を平成27年度に実施しようとしております。その中でちりめん街道の部分も一定程度、把握することになるかと思っております。これにつきましては今ちょうど各区さんに協力依頼をしようというところでございます、最終的には、町としてはちりめん街道も含めて全区、全町域的な空き家調査をしまして、その中で、一方は危険な部分と、それから、移住、定住の関係の部分で利活用ができるというふうなところを仕分けしていきながら、空き家の対策をしていきたいというふうには今考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、企画財政課長からお聞きしましたように、ひとつ町全体で、私は、やはりこれは課題にしていくべきもんだと、こういうふうに思っておりますので、ひとつちりめん街道でスタートした部分も含めながら十分検討していただきたいと思っております。

それでは、もう1点ですね、商工観光課長にお尋ねしたいのですが、この商工会特別事業の補助金ですか、1,100万円の減額ですね、町長のほうから提案理由で、大体、聞いておるんで

すが、もう少し、ここをお願いできませんか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。この商工会の特別事業補助金の経過につきましては、本年3月の補正予算でもって5,300万円の補正予算をお世話になりました。その経過の中で、これは地方創生版の交付金に基づいて行っているということでございますが、その後、企画財政課、また、福祉課のほうの合意の中で、その財源のうち1,100万円を平成27年6月補正予算でもってなされます第三子以降の保育料のほうに充当をされるということで、現行4,200万円の財源でもってプレミアム商品券事業を展開しておるということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは課長、そのプレミアム商品券のことについて、少しお尋ねをしたいんですが、実は、この5月13日にですね、この与謝野町振興商品券が発売をされまして、その結果につきましては新聞で報道をされました。各近隣の市町が大体どのぐらいの額だったかということも、皆、この新聞で知ったわけでございますが、なぜ、一つは与謝野町が50万円という突出した金額になっておるのかと、例えば、これを二口お買いになりますと100万円で20万円もうかると、こういうことで、一般町民の方から大変不満が出ておりまして、私どもにも何人の方から、一体どうやっておるんだと、町はと、こういうふうにお叱りを受けておるんですが、そのところは課長、それと、ついでに申し上げておきますと、例えば、全体に、私は配慮が足らなかったと思っておるんですよ。例えば、発売日ですね、これが平日であると、しかも8時半からでしたか、もうキャッシュカードで銭を出してというときには、もうあかんということですね、8時45分にならんと金融機関は開きませんでね、そういうことなり、それから、水曜日ということで、今、申しましたような格好ですから、サラリーマンが買うことができないと、そういう問題もあります。それから、これが年金月、4月、6月、8月、そうした月ですとね、老人の方も参加ができるんですが、全く参加できないと、個人でお持ちの方は別ですけどね。

そういう情報も、いろいろいただきまして、これでは国の交付金であっても税金を使ってですね、やるという意義が本当にあっておるのかどうか、それから、その商工振興に本当に、これは役に立つということの何か確たるデータが出ておるのかどうかということまで、私も問われておりまして、その辺も含めてですね、課長、私は全体としては配慮が足らなんだ、せんだって商工会の総代会では、近代にない快挙のようなご挨拶があったというふうに聞いておりますけれども、私は、これはちょっと配慮が足らなんだなという気がしておりまして、とにかく京丹後市が5万円や6万7,500円、そのぐいの額から見てもですね、50万円というのは突出しとるというふうに一般の方はおっしゃるんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まずもって、この与謝野振興商品券事業、この取り組みにつきましてはの結果、これは結果ありきでございますので、こういった展開になりましたことにつきましては、この場で住民の方々に、全ての希望者の方々の手に届かなかった、この部分につきましては、私のほうも非常に遺憾だと思っております、この場を持ちましておわびをさせていただきたいと思っております。

そういう中で、この50万円の規模、この部分につきましても非常に商工会のほうとも意見

交換もさせていただいておったということでございまして、この規模の部分につきまして、先ほど、勢旗議員がおっしゃられますように、他の自治体のですね、近隣の自治体の金額の中身と非常に大きく開きがあるということも認識しております。そういった部分につきましても、もう少し踏み込んで調査をし、そして、検討していくことを繰り返し、繰り返しやっていくことが、なかなかできてなかったんじゃないかということにつきましても、あわせておわびをさせていただきたいと思っております。

そのような中で、与謝野町につきましては3月の定例会でも申し上げましたが、高齢者対策、また、障害者の方々、その方々に対します予約先行の申し込みをお世話になっておりまして、65名、2,264冊、額面にしまして1,132万円の予約も頂戴はしたということは、現状ございまして、そういった動きにつきましては何とかカバーできたのではないかなと、そういうふうに思っております。

しかしながら、先ほどの消費喚起という、その概念についての部分につきましては、この50万円、これは先ほど申し上げました近隣の自治体、そこの非常に大きな開きがあるということ。また、水曜日からの販売にしたスタート、そこの仕掛けの部分につきましても今後、商工会のほうともきっちりと検証し、今後の展開に生かせればなど、そういったことで反省を常にしておることが現状でございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

- 14番（勢旗 毅） 課長のほうからお聞きしまして、その経過は一定理解は、これはしたいと思っておるんですが、しかしながら、これがやはり国の交付金であっても、税金で、これを何とか町の活性化につないでいくということでございますので、金のある人だけが優遇されるというシステムはですね、ちょっと私はいかがなもんかなというふうに思っておりまして、これから、今回の反省を踏まえながら商工業の振興にですね、また、全体的に役立つように、いろいろ考えていただきたいと思っておりますが、町長、このことにつきましては、私は、ちょっと50万円は過ぎたと思って、町長は、どういうご意見をお持ちでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、商工観光課長が申し上げましたように、与謝野振興券の発行につきましては、全体的な配慮が十分ではなかったという点については、私自身も反省をしなければならない点だというふうに思っております。

しかしながら、私たちが3月の補正予算の議論の中でご提案をさせていただいていた点で近隣自治体との相違があることにつきましては、この商品券事業を行っていくに当たり、各種商店さんたちだけではなくて、例えば建築業、そうした業種を広げていく必要があるだろうという部分がございます。そうした中で金額も50万円という上限を設けたわけでございましたし、私どもも当初の見込みからすると非常に驚いたというのが現状でございます。一日終わるまでに完売をしたということだったんですけれども、当初の予定では、そこまでの需要はないだろうという見込みだったということもございまして、こうした見込み等が非常に甘かったという点も反省するべき点であるというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、50万円の意図といたしますのは、幅広い業種の皆様方にかかわっていただきたいという思いがあったということだけは申し添えておきたいというふうに思います。

1 4 番（勢籟 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ここで11時15分まで休憩します。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時15分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） それでは、中学校改築の関係で少しお聞きしたいと思います。

今回、中学校施設整備事業で、監理委託料694万1,000円が減額になりました。この監理は、どこに委託されて、幾らで契約されたか、教えてください。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。これにつきましてはキタイ設計という会社に委託しております。契約金額につきましては、出来高で申し上げますと、平成26年度につきましては243万円ということでございます。

複数年にわたっての契約内容になっておりまして、全体契約は、ちょっとお時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） つきましては、最初、平成26年7月11日、中学校改築工事、流会しました。

その後、建設のほうで、委託関係で平成26年与謝中第3号で、これも流会をいたしました。副町長のところでございます。

そして、このたび中学校の契約が、改築工事がなされました。しかしながら、この監理のほうの入札は行われておりません。これは随時契約ですか、大きな金額になると思いますが、どのように私どもは思ったらよろしいか、そこをちょっと教えてください。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。監理委託契約につきましても、入札して落札されたのがキタイ設計ということでございます。

契約案件として出てないということです。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） この入札の顛末書を一通り見させていただいておるわけですが、この監理につきましても入札関係は上がってきてないんで、ちょっと私は不思議に思ったんですが、まだ、委託関係は建設課のほうですので、ちょっとまた、お聞きしてもよろしいと思います。確認したいと思います。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 大変申しわけございません。この監理委託料につきましては、委託契約でございますので、議会に付すべき案件ではないということで上程はさせていただいておりません。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） つきましては委託、大きな20何億円も監理設計の委託でございます。それが委託であるから議会に報告しない。しなくてもよい。そして、この前の今回、大きな減額が出てき

ました、694万1,000円です。このような数字が出てくること自体、おかしいじゃないですか。私は、そのように思っておりますが、もう少しきちんと教えてください。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時33分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

小池教育次長。

教育次長（小池信助） すみません。貴重なお時間を頂戴しまして申しわけございません。まず、私のほうからは加悦中学校改築工事監理業務に係ります全体の契約額を申し上げさせていただきます。全部で、業務委託料としまして4,104万円となっております。そのうちの平成26年度分が、先ほど申し上げた金額でございます。

お尋ねの件につきましては、建設課長のほうから答えさせていただきますので、よろしく願いします。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 入札の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。今、議員の資料を見させていただいております。先ほどもございましたように、第1回目の入札会の際に、工事の部分は額が合わないということで流会をさせていただいております。ただ、そのときに本来でしたら監理業務の入札もするということがございましたので、業者のほうからは札をもらっています。本件の今の工事の部分が流会をしましたので、今、議員のほうの加悦中学校改築工事の工事の関係については流会ということになっておりまして、業務のほうも流会というふうに書いてございますけれども、本来は、その流会というふうなことが間違いでございまして、いわゆる保留扱いをさせていただいておりますというのが今の実態でございます。

したがって、次に改めまして工事のほうの入札会をさせていただきましたので、そのときに業者が決まりましたので、最初の入札会の際には保留をさせてもらった部分について、その金額で契約をさせていただいたということでございまして、今、総務課のほうから議員、皆さんのほうにわたっておる資料の中で第1回目の、今の入札会の際に工事の部分は流会、それから、委託の部分についても流会というふうに書いてございますけれども、それは流会ではなしに保留というのが本来のあり方だろうというふうに思っております。その部分が我々のほうにも、その部分の資料もございませんし、ちょっと我々で時間が要しまして大変申しわけございませんけれども、そういうふうな扱いをさせていただいておりますという内容でございます。申しわけございません。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 概略はわかったわけですが、今回、そのような形で保留という、当然、それにつきましては入札の関係におきまして、総務課のほうから金額等が、また、上がってくる関係になっておるわけですが、それが外れておったということでありまして。

この設計にしましても、それから、監理にしましても同じ業者という形になってきております。ここはいささか大変、今度、これからも上がってくる、改修のもんで上がってくるわけですが、このキタイ設計、設計監理同等という形になってくると、また、無理な分が出てくるんじゃない

かなと思っておるわけでございます。そのあたりはまた、考えていただきまして、次回としたいと思えます。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

塩見議員。

10番（塩見 晋） 1点のみお伺いします。25ページの有線テレビ施設整備事業であります。引き込み工事委託料が減額になっておるわけですが、最初の予定よりも相当引き込みがなかったということになると思うんですが、最初の予定と実際に引き込まれて工事をした数とが、わかりますでしょうか。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。この25ページ、有線テレビ施設整備事業13の委託料、有線テレビ引き込み工事委託料につきましては、当初50軒分を約500万円の当初予算を組みまして、さらに9月、足りないということで、同じく500万円追加の補正予算を組んでいただき、1,000万円という総事業費、原型となっております。今回、合わせて100軒のみくろみで予算計上させていただきました。そのうち新規引き込みにつきまして100軒のお家が66軒ということになりました。また、同じくONU、FM工事の取りつけ工事と同じく66軒、100軒に対して66軒という成果でございました。

ただ、これまでインターネットを利用されていないお宅から、インターネットを新たに利用するというお宅につきましては、Dユニットという機械を設置することになっております。この機器も当初といいますか、予算では100軒見ておりました。実際には118軒ということで、これについては当初よりも18軒ふえております。総計いたしまして1,000万円のうちで、この180万円分の工事費が余ったと、残額となったというふうな状況でございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） かなり、そうすると平成26年度は引き込み工事、それから、テレビを引いていただいたところにネットも入ったという感じを今、お聞きしたわけですが、予定よりは若干少なかったということですけども、さて、そこで今、昨年の暮れあたりからだと思うんですが、NTTさんが光ファイバーをされて、そのセールスを盛んにされておられます。岩滝地区が最初で、その次が野田川地区、最後に加悦地区のほうのセールスが入ったと思うんですが、かなりというか、相当熾烈なセールスでして、私のところにも三人来られました。電話が3回ありました。そういうわけで、NTTさんも自分の外郭の会社を使って相当頑張ってやっておられるというふうに思っておるわけですが、一説によると公人の人から聞くと、野田川の時分ですから、大体2月、1月終わりか2月、3月かな、3月ごろでしたね、すみません。3月ごろだったと思うんですが、大体、工事を1,200ほどやらんなんだというようなことをちらっと聞きました。そういうわけで、これは契約をしてから実際に工事をされるまでには、やっぱりタイムラグがありまして、一月半から二月ぐらいおくれるので、KYTのネット回線の解約というのは、そのぐらいずれてくるわけで、また、これからもふえていくかなとは思いますが、以前、質問の中でも、これでかなりのダメージを受けるんじゃないかなということも、この席で言いました。

そういうわけで、今、町として、どのぐらい町に休止というのか、停止です、NTTにかわるからやめるというネット回線が、どのぐらいの届けが集まっているのかなというのがちょっと

気になりますので承っておきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。ただいま塩見議員、ご指摘のとおり、ことし1月ごろからNTTフレッツ光が、いよいよ与謝野町地域にも入ってまいりました。特に料金的には、比べますと、与謝野町有線テレビと、ほぼ変わらない、あるいは向こうのほうがプロバイダー料金が別個になりますので、少し高くなるということですが、NTTの家庭用電話とのセットをしますと、IP電話でしたら500円プラスで利用ができると、従来の1,600円ぐらいの基本使用料が500円になるというふうな、いわゆる一体型のセールスで、加入者がふえておるといふふうに聞かせていただいております。

その結果を数字的にお知らせさせていただきますと、ことし1月が、例えばBプラン、テレビとネット利用者からテレビだけの利用に変更にしますというお宅が23軒ございました。2月は同じく、その状態の方が62軒ございました。3月は68軒ということで、2月、3月で考えますと130軒の方がBプランからAプランに移られたということで、多分、これらの数字がNTTさんのほうにかわられたというふうに考えております。

ちなみに、4月に入りまして、4月一カ月では74軒ということで変更がっております。ただ、全体の、平成26年度全体で申しますと、加入者の方もかなりございましたので、差し引きいたしますと全体的では105軒の減少というふうになっております。以上、数字的なことでありますけれども、終わります。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） ありがとうございます。今、お聞きした数字が3月までということで、それ以降、このあたりは、恐らく岩滝地域じゃなかったかなというふうに思うんですが、それ以降、かなりの数、先ほどもかなり大きな数を言いましたが、ふえてきているんじゃないかなというふうに思っております。これは推移を見ておらんと、どうしようもないわけですが、何か打てる手がなかったかなというふうに思ったりもするわけですが、それはまた、行政のほうで考えていただかんなんとは思いますが、ここが減っていくと、はっきり言って光ファイバー回線の一番のドル箱だったわけですから、町にとっては、非常に単独で計算すると経営的に苦しくなって、基金の積み立ても、恐らくできないようになってしまふんじゃないかなというふうに思ったりします。

先ほどおっしゃったように、若干NTTのほうが高くなるといひましても、以前にKYTが、よく切れたことがあって、そのことをNTTのほうも、こういう事故がよくあつとるから、NTTは、そういうことはないよというようなことも、かなり売りにしながらやっておられまして、過去のことを言っても仕方ないんですけど、そういうことも影響してかわっておられるのかなと思うんです。

一番心配するのは、NTTにかわったけど、やっぱりKYTにというふうに思われる方がおられても、これまた、携帯電話と一緒に2年間の契約をしておられまして、基本の。やめるなら2万円出さんなんかというような形になりまして、なかなか戻ってもらうということが難しいというふうに思います。そういうわけで、かなり契約も進んでいっておるとは思うんですが、与謝野町としてもお得になるような、今よりお得になるような方法を少しは考えて、また、PRしながらですね、残ってもらうということを考えてもらう。また、それから、少なくなっていくと、

回線はふやしたところですけども、先さんとの契約も、どういうふうになっているかわかりませんが、また、考えていってもらわんなん事態も起きるかなと、このように危惧をしております。

数字的なことを聞きましたので、質問については、これで終わります。ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第53号の平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

この補正は、3月31日で専決処分をしたものでございます。今回の補正は360万円を減額し、総額を7億4,827万9,000円としております。

まず、歳出からご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第3款改良費は事業精査によりまして、総額で358万5,000円を減額しております。第5款予備費は1万5,000円減額し、調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入について、ご説明をいたします。第9款町債は、各工事請負費の請負実績により追加、あるいは減額をし、総額で360万円を減額しております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第54号の平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

この補正は、3月31日付で専決処分をいたしたものでございます。今回の補正は3,750万円を減額し、総額を16億6,188万9,000円といたしております。

まず、歳出からご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費は宮津湾流域下水道排水負担金など、全て実績により公共、特環合わせて総額で397万7,000円を減額いたしております。第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、工事請負実績により公共、特環合わせて総額で202万2,000円を減額をいたしております。第2目流域下水道事業費についても、宮津湾流域下水道事業建設費負担金を実績により公共、特環合わせて総額で3,142万円を減額いたしております。

次のページであります第5款予備費は8万1,000円を減額し、調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、公共、特環の収入見込みから総額で380万円を減額しております。第8款町債は、第1節公共下水道事業債及び第2節流域下水道事業債を実績により、総額で3,370万円を減額しております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第12 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第55号の平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、ご説明をいたします。

この補正は、3月31日付で専決処分をしたものでございます。今回の補正は事業勘定のみでの補正でございまして2,946万8,000円を減額し、総額を26億979万4,000円といたしております。

それでは、歳出からご説明をいたします。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第2目認定調査等費では、介護認定調査員賃金を実績により70万円減額いたしております。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から、次のページの第6項特定入所者介護サービス等費までは、各種介護サービス給付費の実績見込みから総額で2,833万7,000円を減額しております。第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業、任意事業費は事業実績により、総額で70万円を減額しております。第8款予備費は26万9,000円追加をし、調整をしております。

次に、10、11ページの歳入について、ご説明をいたします。第3款国庫支出金は調整交付金を交付決定に伴い415万7,000円追加しております。第7款繰入金の一般会計繰入金は各保険給付費や介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の実績に伴い負担割合により総額で362万5,000円減額しております。なお、本来ですと、国庫負担金、支払基金交付金、府負担金とも負担割合に応じて減額となるところですが、既に交付決定がされておりますので、既収入特定財源となるため、平成27年度において返還することとなります。第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、収支見込みから3,000万円を減額しております。

以上が、平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第55号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、日程第13 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第56号の平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、ご説明をいたします。

この補正は3月31日付で専決処分をいたしたものでございます。今回の補正は、事業勘定の補正では4,885万8,000円を減額し、総額を27億9,529万8,000円としております。また、直営診療所勘定は、歳入のみの補正で総額に変更はございません。

まずは、事業勘定の歳出からご説明をいたします。14、15ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養費から次のページの第5項葬祭諸費までは、全て給付実績による調整で保険給付費総額で4,581万7,000円を減額しております。

次に、18、19ページの第8款保健事業費、第1目特定保健審査等事業費は、健康診査委託料を事業実績により250万円を減額しております。第2款予備費は100万9,000円を追加し、調整しております。以上が歳出でございます。

次に、歳入について、ご説明をいたします。10ページ、11ページをお開き願います。第1款国民健康保険税は、滞納繰越分の収納見込みが全体的に増収となり、国民健康保険税全体で1,165万3,000円追加しております。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び第2項国庫補助金につきましては、交付決定、概算交付により追加、あるいは減額をするもので、総額で175万2,000円を追加しております。第5款療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金を交付決定により、総額3,896万9,000円を減額しております。

次のページでございます。第7款府支出金、第2項府補助金は普通財政調整交付金を療養給付費の実績から4,148万円を減額するほか、特別調整交付金を交付決定により5,735万8,000円追加しております。第8款共同事業交付金は第1節共同事業交付金を交付決定により総額1,964万9,000円を減額しております。第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は療養給付費の実績及び収支見込みから総額983万5,000円減額しております。第2項基金繰入金は財政調整基金の繰入金を1,000万円減額をしておりますが、4,000万円は繰り入れたままの状況でございます。一般会計繰入金、財政調整基金繰入金ともに減額をしております。

ますが、多額の繰り入れを行っていることにかわりなく、以前から申し上げておりますように非常に厳しい財政状況でございます。以上が、事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定について、ご説明をいたします。24、25ページの歳入をお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は収入見込みにより312万円追加をしております。第2款サービス収入は訪問リハビリ事業を昨年度に引き続き休止したことから、総額112万円減額をいたしております。第5款繰入金、第1項繰入金、一般会計繰入金は収支見込みから200万円を減額しております。

以上が、平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。ご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第14 議案第57号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第57号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更について、その提案理由をご説明をいたします。

この議案は、第60回平成26年10月議会臨時会において議決をされ、締結をいたしました与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を2,311万5,240円増額をさせていただくものでございます。

変更の内容としては、体育館1階の教室への衝撃音を軽減するための体育館アリーナ床の制振ダンパーの追加と、柔剣道場及びランチルーム天井の耐震天井への変更によるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） それでは、議案第57号の変更の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

当初設計からの変更点につきましては、1点目に体育館2階アリーナ床の下地を制振ダンパーつきの下地に変更するものでございます。当初予定しておりましたアリーナ床の下地につきましては、日本建築学会が示している建築物の遮音性能基準によります一般的な性能水準で施行する予定でございました。しかし、2階アリーナ部から音が1階部に、どのような影響を与えるのかにつきましては、設計段階から苦慮していたところとございまして、実施に当たりましては再度調査をするということとしておりました。近隣の市町の類似体育館を視察し遮音状況の確認をさせていただきましたところ、建築学会が推奨する好ましい性能水準で設計されており、実際に2階アリーナでバスケットボールの練習中にもかかわらず、1階の会議室には影響がほとんどないというようなことを確認することができました。

加悦中学校の体育館につきましても、同様に遮音性能の水準を上げることによりまして、2階アリーナ使用時でも1階の授業に支障が出ないように一般的な床下地から制振ダンパーつきの床下地に変更するものでございます。

2点目は、体育館1階の柔剣道場とランチルームの天井につきまして耐震天井に変更するものでございます。当初、予定しておりました柔剣道場とランチルームの天井につきましては、国土交通省が示した、高さが6メートルを超え、かつ水平投影面積が200平米を超える脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井、いわゆる特定天井には該当しないと、建築確認申請においても判断されておりました。しかしながら、文部科学省から公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進についてという通知が出されておりました、これには高さが6メートルを超えるか、もしくは、または水平投影面積が200平米を超える天井につきましては、速やかに耐震対策を行わなければならないということが判明したものでございます。この特定天井の対象となる国土交通省と文科省の基準の違いによりまして、柔剣道場とランチルームの天井について耐震対策を施す必要が生じたため耐震対策型の天井に変更するものでございます。

具体的な金額、財源につきましてはお手元にお配りしております議案資料にお示ししておりますので、ごらんくださいますよう、お願いします。以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ぜひともご承認いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） それでは、先ほどに続きまして失礼いたします。

このたび2,311万5,240円の追加発注となります。このキタイ設計が最初に行いました設計は、私どもの見る普通設計だと、自動車という普通設計でございます。ところが、このたび2,300万円の増加というものは特別発注となります。ということは標準的なものから格上げをするということでございます。いろんな形において、これから標準なことで設計し、それから、建物を建てていく、施工していくという中におきまして、特別設計を持っていくということは、これだけにおさまらないのじゃないですか。そこだけ立派なものをこしらえても、何もならないんじゃないですか。既に、もう標準設計として生きているものを、今に2,000何万円もかけて、まだ、よくして、そしてやっていく。その一つにつきましては理解もできますが、また、その一つだけでは新しい特別設計のほうに持っていくというようなことは全体に及ぶと私は考え

ます。よって、あくまで、これは標準設計は標準設計でいけるものですから、やっていただきたいと、このように思っております。

先ほど説明いただきました内容につきましても、設計者と監理者が同一であります。ということは既に設計の段階から、このようなことが計画をなされておった。しかしながら、金額の関係で少しでも落としていきたい。途中から上げる変更予算の関係が、私は出てきたと考えております。よって、標準設計であるということは、きちんとあくまで悪いもんじゃないんですから、それに向かってやっていただきたいと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。先ほど次長のほうが申し上げましたように、平成23年3月に東日本大震災がございました。それ以前にも中越地震だとか、そういうふうな地震がございまして、いわゆる今、先ほど次長のほうが申し上げました特定天井の部分につきましては、文科省のほうからは、そういうふうな、例えば、屋内運動場だとか、プールだとか、そういうところの部分が、どうしても地震で弱いというふうなことから国土交通省よりも上の基準で文科省のほうは、そういう通達を出しておりましたので、今回、その部分が実際に確認申請をする段階では、国土交通省の基準を持って確認申請を受けておりますので、オーケーだというふうに思っておりましたけれども、文科省のほうから、そういうふうな通達が出ておまして、平成27年度中には、そういうふうな屋内運動場の特定天井の部分については、対策をとりなさいというふうなご指導はいただいておりますので、その部分に変更させていただいているということでの、内容でございますので、確かに議員おっしゃることもよくわかりますけれども、今後、それが標準になってくるわけでございますので、その点については、どうしても、そのような文科省の基準でやらなければならないと。また、これは文科省の補助金を使わせていただいておりますので、そういう意味からも、今回の部分につきまして変更させていただきたいというふうにご提案をさせていただいておるといふような内容でございます。

何とぞ、ご理解がいただけますよう、よろしく願いいたします。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4番（渡邊貴治） 今、説明をいただきましたですが、では、今までの設計どおりのものでは通らないと、そのように理解したらよろしいんですか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今回の部分は構造が、1階が、例えば今のおっしゃっていたように柔剣道場だとか、ランチルームだとか、それから、2階がアリーナの、いわゆる体育館使用となってくるといふことでございまして、そういうふうな体育館が今回、初めて与謝野町内で、そういうふうな体育館ができておるといふような内容でございます。さっきも言いましたように、国土交通省の基準でいけば、それでよいわけですが、これは文科省の基準の建物でございまして、その部分で文科省のほうから、そういう基準を一つ、国土交通省よりもレベルを一つを上げるということになりましたので、今回、私どもにつきましても、それが文科省としての一つの基準だといふふうな理解をさせていただいて、変更させていただいたといふような内容でございます。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4番（渡邊貴治） この天井につきましても、床につきましても、これは東北の震災等で揺れて落ち

てきた、地震等でも、前からわかっておったわけでございます。ただ、それが文科省と国土省との関係で、このように言われるわけでございますが、既にわかかっていて、もうその設計段階のときからわかっていたものを途中で、このように2,300万円ほど上げるということでございますので、甚だ、私は納得しがたいと、このように思っております。生徒の安全のためには、それも仕方はないかなとは考えるものでございますが、途中での十分に考えていただきたいと思いません。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第57号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。

これで、第64回平成27年5月臨時会を閉会します。

ご苦労さんでした。

（閉会 午後 0時19分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員